

令和6年4月1日

特種東海製紙株式会社  
代表取締役社長 松田 裕司

株式会社レックス  
代表取締役社長 福井 里司

### 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事前備置書面)

特種東海製紙株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社レックス（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した令和6年1月16日付吸収分割契約書（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、令和6年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社が営む小売電気事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
令和6年4月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）  
本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）  
本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）  
会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第

787条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過（債権者の意義）

本件分割に係る債務の承継は、重畳的債務引受の方法によっているため、本件分割に関し、会社法第789条の規定による手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過（吸収分割の差止請求）

本件分割は、会社法第796条第1項の規定に基づく略式吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過（反対株主の買取請求）

本件分割は、会社法第796条第1項の規定に基づく略式吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過（債権者の異議）

吸収分割承継会社は、会社法第789条第2項の規定に従い、令和6年2月15日付の官報において、債権者に対し本件分割に対する異議申述の公告を行うとともに、同日付にて知れている債権者に各別にこれを催告いたしました。申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割に基づき、吸収分割会社の電力小売事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が、吸収分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：25百万円（概算）

承継負債の額：なし

5. 本件吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

令和6年4月5日（予定）

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はございません。

以上